

令和2年度 図書資料収集方針の重点

鹿児島県立図書館は、保存図書館、参考図書館として県内公共図書館の中心的役割を担い、市町村立図書館等への支援を計画的に行うため、平成16年4月1日に「鹿児島県立図書館資料収集基本方針」及び「鹿児島県立図書館資料収集基本方針細則」を定めた。

「県民に役立つ、利用される図書館」として、多様化・高度化する県民の学習要求に適切に応えるため、図書館資料の収集方針の重点を下記のように定める。

記

1 一般閲覧室用図書

県民のニーズに対応した資料の収集を図る。

- (1) 郷土資料・行政資料の積極的な収集
- (2) レファレンスサービスの充実に向けた資料の収集
- (3) 特設コーナーの充実
- (4) 企画展、貴重資料紹介、講座等の関連資料の収集
- (5) 「海音寺文庫」の充実
- (6) 障害者サービス用資料の収集

2 児童文化室用図書

県子ども読書活動推進計画を踏まえた資料の収集を図る。

- (1) 乳幼児から中学生までの読書活動推進のための資料の充実
- (2) 「にじいろのほん」の関連資料の充実
- (3) 展示、講座等の関連資料の収集
- (4) 県及び各市町村等との連携を図った児童用郷土資料の収集
- (5) 「海音寺文庫」の充実
- (6) 障害者サービス用資料の収集
- (7) 学習支援用資料の充実

3 地方奉仕用図書

市町村立図書館（室）の支援を進めるための資料の収集を図る。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための資料の収集
- (2) 一般用図書の貸出・予約・相互貸借等の状況を踏まえた資料の収集